

## 議第24号

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年呉市条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は，児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号，第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。以下同じ。），第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき，指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項，指定通所支援の事業の人員，設備及び運営に関する基準並びに基準該当通所支援に関する基準を定めるものとする。

（指定の申請者に関する事項）

第2条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は，法人とする。ただし，児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については，この限りでない。

（指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準）

第3条 法第21条の5の4第1項第2号，第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項に規定する条例で定める指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準は，児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。同令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準のとおりとする。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。